

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- (1)令和2年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有し

ていなかった人、当該遺族以外の人の子となつていない人、令和2年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている人等を除く）

- (4)(3)の条件を満たさない①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5)戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

■支給内容

額面 25 万円（5 年償還の記名国債）

■請求期限

令和5年3月31日

島のドレスコードはアロハシャツ



ハワイ州カウアイ島との姉妹島締結日（1963年6月22日）を記念して6月22日から8月31日までクールビズならぬ「アロハビズ」を実施。アロハシャツを正装に衣替えする夏の風物詩は皆さんご存知の通りです。

これまででも役場、農協、漁協、商工会、郵便局、銀行、観光施設などがアロハビズに取り組んできましたが、今年の夏から周防大島高校の先生もアロハビズに取り組んでいただいています。（もちろん観光協会も夏の正装はアロハシャツです！）

また周防大島高校では、フラを踊りたいという生徒たちのためにフラチーム「アロハ・フラ島高」を2017年に立ち上げ、今年も8月には福島県いわき市で開催されるフラダンスの全国大会「フラガールズ甲子園」への出場が決定しています。（観光協会主催のサタフラにも毎年出演して会場を盛り上げてくださいます）

コロナ禍の中でも笑顔届けようと日々練習に励む「アロハ・フラ島高」の皆さんに温かい声援をお願いします。

周防大島観光協会でも「瀬戸内のハワイ」を盛り上げようと、アロハビズの日程に合わせて“e komo mai ALOHA”（エ・コモ・マイ・アロハ）キャンペーンを開催。ハワイ語で「ようこそ」を意味するエ・コモ・マイの気持ちでアロハシャツをお召しの皆さまを歓迎いたします。

アロハシャツを着て加盟店をご利用いただきますと、各店舗がそれぞれアロハなサービスにておもてなしいたしますので、今年の夏はアロハシャツに着替えて「瀬戸内のハワイの、アロハな夏」をご満喫ください。（加盟店一覧は周防大島観光協会ホームページでご確認いただけます）



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134